

# 京都府立大学非常勤講師規程

(平成21年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第4号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第8条の規定により、京都府立大学（以下「本学」という。）の教育の充実を図るため、優れた学識、経験等を有する人材を非常勤講師として任用するに当たり、必要な事項を定める。

(非常勤講師)

第2条 非常勤講師は、本学カリキュラムにおける授業及び学生の研究指導に従事する。

(選考及び採用)

第3条 非常勤講師は、当該非常勤講師が所属することとなる学部若しくは研究科の教授会又は教養教育センターの運営委員会の選考を経て、学長が決定し、理事長が採用する。

2 非常勤講師となることのできる者は、京都府立大学教員選考規程（平成20年京都府立大学規程第58号）に定める教授、准教授、講師、助教又は助手の資格を有すると認められる者とする。

(非常勤助手)

第4条 前条第2項の助手の資格による非常勤講師を、非常勤助手と呼ぶ。

2 非常勤助手は、第2条に定める職務のうち、本学カリキュラムにおける授業及び学生の研究指導の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(任用期間)

第5条 非常勤講師の任用期間は、一の会計年度以内とする。

2 前項の任用期間は、更新することができる。

(基本給等)

第6条 非常勤講師の基本給は、別表のとおりとし、勤務時間その他の勤務条件については、有期雇用教職員就業規則の規定を準用する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

非常勤講師規程

別表（第6条関係）

区分	1時間当たりの基本給額
教授の資格による非常勤講師（外国人を除く。）	5,390円
准教授、講師及び助教の資格による非常勤講師（外国人を除く。）	4,840円
外国人である非常勤講師	5,860円
非常勤助手	1,000円